

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	産業廃棄物に関わる報告の電子化と報告内容の全国統一
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>広く自治体を跨って事業所等を所有する企業等は、「多量排出事業者」として産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の作成、および計画の実施状況について多くの自治体に報告しなくてはならないが、自治体ごとに提出条件（提出用様式、承認者の責任区分）が異なる。また、多くの自治体は環境省のフォーマットを使用している一方で、追加で情報を要求する自治体（例えば千葉、愛知など）があったり、産廃コード番号が異なる自治体（例えば大阪、静岡など）があったりするなど各自治体の対応はまちまちである。このため、各自治体へ都度確認を取る必要があり、非常に手間が多いのが実情である。自治体によって、電子報告を求めるところとそうでないところがあるため、それぞれに対応しなくてはならず、多大な労力が必要となっている。報告内容を全国で統一し、電子化に一元化すれば、時間や紙資源が大幅に節約される。</p> <p>また、県又は市の依頼を受けた調査業者から「廃棄物行政を推進するため、産業廃棄物の発生及び処理方法の現状を把握することを目的とする実態調査（依頼）」が毎年寄せられるが、内容は行政へ行なっている多量排出事業者に係る報告と重複している部分が多い。調査依頼が報告の時期に重なることが多く、行政側で情報を共有していれば本来必要のないはずの事務負担を強いられている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第12条第7項・第8項、施行令第6条の3、施行規則第8条の4の5・第8条の4の6          廃棄物処理法施行規則様式第二号の二、三、四、五          各条例</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>「多量排出事業者」に義務付けられている、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の作成、および計画の実施状況についての都道府県知事、保健所設置市市長への報告について、全国自治体への報告内容を環境省のフォーマットに統一するとともに、電子報告を基準とした対応に統一すべきである。</p> <p>また、県や市の実態調査に重複して対応しなくてもすむよう、報告内容を見直すべきである。</p>